

自治体名:広陵町

計画名称:広陵町地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所（頁）	
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 (6頁) 広陵元気号の現況整理 (35頁) 各公共交通の再編方針 (40頁) 【広陵元気号運行系統一覧】
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 (39頁) 今後も広陵元気号は後記のとおり、地域公共交通ネットワークを構成する重要な移動手段としての役割を担っている一方、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 (40頁) 【広陵元気号運行系統一覧】
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 (54頁～60頁) 6 計画の達成状況の評価 6-1～6-3に記載